

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、働きやすい環境をつくることにより仕事と家庭や子育てを両立させることができる企業となるため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 期間

2026年4月1日～2028年3月31日までの2年間

### 2. 取り組み内容

【目標1】 計画期間における男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 各年8月～ 男性育児休業取得促進の案内、周知
- 各年10月～ 男性の育児休業取得率の集計、ホームページへ公表

【目標2】 法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を月45時間未満とする。

<対策>

- 各月 法定時間外労働及び法定休日労働の集計、報告
- 各年8月 業務量の見直し、DX化による業務効率化などの取組実施
- 各年12月 各部署における問題点の検討・報告会の実施

【目標3】 管理職（課長級以上）に占める女性の割合を20%以上にする。

<対策>

- 2026年6月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施及びロールモデルとして社内に紹介
- 2026年8月～ 管理職候補の女性を対象とした研修または教育機会の提供、情報提供等を実施
- 2026年9月～ 管理職候補の女性及びその上司を対象とし今後のキャリアプランに対する面談の実施

【目標4】 年次有給休暇の取得率を前回比3%以上アップさせる。

<対策>

- 各年6月 年次有給休暇の取得状況の集計
- 各年8月 社内広報などで有給休暇取得促進の案内をする

### 3. 公表

- ・各職場へ掲示および当社ホームページへ掲載する。
- ・「両立支援のひろば」へ行動計画を掲載する。